

議会運営委員会 所管事務調査報告書

令和8年4月28日

犬山市議会議長
大 沢 秀 教 様

議会運営委員長
畑 竜 介

本委員会は、地方自治法第109条第3項及び犬山市議会会議規則第97条第2項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

ハラスメントの防止意識向上について

2. 調査目的

本市議会では、過去にハラスメント事案があったことから、議員一人一人が二度とこのような事案を起こさないように犬山市議会議員政治倫理条例を制定し、ハラスメントの防止に努めてきた。

令和5年4月30日の条例施行から2年が経過したが、改めてハラスメントに対する議員の意識を醸成するため、調査研究を行う。

3. 調査方法

(1) 現状把握（過去のハラスメント事案等の確認、政治倫理条例の確認等）

日 時 令和7年7月22日 午前8時57分から午前9時56分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な内容 （現状把握）

- ・過去に起きた議員から市職員に対するハラスメント事案や犬山市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求の審査結果等について確認を行った。
- ・犬山市議会議員政治倫理条例第5条に規定する15項目の政治倫理基準について確認を行った。
- ・犬山市議会議員政治倫理条例の運用上の課題について、事務局から説明を受けた。
- ・全国の市議会におけるハラスメント防止のための様々な取組について、事務局から説明を受けた。

(委員の意見)

- ・ハラスメントの受け取り方は個人差があるので、ハラスメントの定義について、研修を通して共通認識を持つ必要があるのではないか。
- ・ハラスメントに関するアンケートを行い、現状を把握する必要があるのではないか。アンケートの作成にあたっては、研修の講師の意見を聴いてはどうか。
- ・ハラスメントに関して先進的な取組をしている他の市議会と意見交換をしてはどうか。

(2) 議員研修の検討・実施

日 時 令和7年9月1日 午前10時45分から午前11時10分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名(全員)

主な内容

- ・ハラスメントに関する議員研修について、内容を確認した。研修には職員も参加し、議員と職員間のハラスメントについて、共通認識を持つこととした。
- ・講師から紹介のあった千葉県柏市議会のハラスメント防止条例制定のためのアンケートを参考に、事務局が作成したアンケート案が示された。

日 時 令和7年9月24日 午後2時01分から午後2時55分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 6名(1名欠席)

主な内容

- ・講師から意見を聴くハラスメントに関するアンケート案について、確認した。

日 時 令和7年10月30日 午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 第1・2委員会室

出席者 17名(1名欠席)、市職員18名

講師 株式会社メンタル・リンク

代表取締役社長 宮本 剛志 氏

演 題 『議員活動に役立つハラスメント対策』

(3) 委員間討議

日 時 令和7年11月6日 午前9時59分から午前10時53分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名(全員)

主な意見 議員研修を踏まえ、委員間討議を行った。

- ・ハラスメントの定義は、厚生労働省の指針に示されており、線引きがあることが分かった。
- ・事例を用いてグループワークを行ったことで、議員にも職員にも分かりやすい研修だった。
- ・「ちゃん」付けはよくないとのことであったので、気を付けたい。
- ・犬山市議会議員政治倫理条例の規定も、講師から高い評価を受けたので、政治倫理基準を遵守することが重要だと再認識した。
- ・調査研究を行うには現状把握が必要であり、アンケートは必要との講師の意見であった。
- ・アンケートを行うなら、議員から職員へのハラスメントだけでなく、議員間や、職員から議員へのハラスメントも問う内容にすべきではないか。
- ・アンケートは、定期的に行うと抑止力に繋がる。
- ・アンケートを実施し、意見が多かったものについて、深く調査研究してはどうか。

日時	令和7年11月28日 午後0時58分から午後1時48分まで
場所	第3委員会室
出席委員	7名（全員）
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施方法は、集計作業を効率化するため、紙媒体ではなく、オンラインで行うこととした。 ・アンケートの対象者は、議員及び市正規職員とし、議員用と市職員用を分けて行うこととした。 ・市職員用のアンケートは、性別・年代の問いに無回答の選択肢を設け、議員から市職員へのハラスメントの内容に限定することとした。 ・議員用のアンケートは、議員間のハラスメントだけでなく、議員以外の者からのハラスメントも問う内容を設けることとした。 ・アンケートの実施期間は、12月12日から24日までとした。

(4) アンケートの実施・集計結果

実施期間 令和7年12月12日から24日まで

①議員 対象者数 18人 回答者数 16人 回答率88.9%

令和5年4月以降、他の議員からハラスメントを受けたと感じた者 2人

②市職員 対象者数604人 回答者数240人 回答率39.7%

令和5年4月以降、議員からハラスメントを受けたと感じた者 13人

(5) 委員間討議

日時 令和8年1月15日 午前9時54分から午前11時00分まで
場所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 アンケートの集計結果を踏まえ、委員間討議を行った。

- ・職員の回答率が低いのは、本音を言っても守られないというメッセージのように感じた。
- ・職員が政党新聞の購読を断れない文化があるようだが、議会から必要ないなら断ってもよいと発信してはどうか。
- ・職員が政党新聞を無理して買っていないか、個々に確認する必要がある。
- ・議員が政党新聞の勧誘・配達・集金をしないというところまで、議会として決める必要があるのではないか。
- ・政党新聞の問題を整理することで、他のハラスメントも起こらない風土が根付いていくのではないか。
- ・議員が職員の事務スペースに立ち入ることについても議論が必要。
- ・職員の事務スペースの立入については、直近の各派代表者会議でも議長から注意喚起があったはずだが、改めて徹底する必要がある。
- ・事務スペースの立入が黙認されているのは、職員が議員の圧力を感じている表れでもあると思う。
- ・会派室への訪問者についても、議会事務局を通して会派室に案内するよう徹底する必要がある。
- ・アンケートの集計結果のうち自由記述の回答は、個人情報保護に配慮して、類似項目ごとに分類して集計し、職員にフィードバックしていく。

日時 令和8年2月2日 午後1時36分から午後2分18分まで
場所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 議員が職員に政党新聞の勧誘・配達・集金を行うことについて、委員間討議を行った。

- ・各会派ともに「議員に忖度して購入する必要はない」と議会から発信する必要はなく、発信するなら当局が行うべきとの意見であった。
- ・政党新聞の勧誘等は、犬山市役所管理規則に基づいて、市長の許可を得て行うべきではないか。

- ・議員が職員に政党新聞の勧誘・配達・集金を行うことについては、議会申し合せ等で議会としての意思を示すべきではないか。

日時 令和8年2月17日 午後1時26分から午後2時25分まで

場所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 議員が職員に政党新聞の勧誘・配達・集金を行うことについて、委員間討議を行った。

- ・政党新聞の取扱いのある会派の委員からは、議員が職員の職場で職員に政党新聞の勧誘・配達・集金を行うことについては、今後行わないとの意思表示があった。
- ・各会派ともに議会申し合せ事項等で規定する必要はなく、議会としての意思表示はしないとの意見であった。

4. 調査結果

委員間討議を踏まえ、以下の5点について意見集約した。

- (1) 議員のハラスメント防止意識を向上させるため、今後もハラスメントに関する研修は、定期的に行っていく。
- (2) ハラスメントに関するアンケートは、現状を把握するとともに、ハラスメント発生の抑止力となるため、定期的に行っていく。
- (3) 議員が職員の職場で政党機関紙の勧誘・配達・集金を行うことについては、今後行わない。
- (4) 議員からハラスメントを受けた者が、相談しやすく、相談内容が保護されるように、議会としてハラスメントに関する外部通報窓口の設置を検討する。
- (5) 市及び市の関係法人等に犬山市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準に違反する事案があった場合は、申立又は審査請求ができることを定期的に周知する。